

分担研究報告書

受動喫煙防止の法規制の強化に必要なエビデンスの構築

研究分担者 大和 浩 産業医科大学 産業生態科学研究所 教授
研究協力者 姜 英 産業医科大学 産業生態科学研究所 助教

研究要旨：2015年11月、閣議決定「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にもとづき、受動喫煙防止対策強化検討チームが結成され、健康増進法の一部を改正し、屋内を原則禁煙とする法律案が検討されている。2016年10月にしめされた「たたき台」をもとに関係業界・団体からヒアリングが行われたが、2017年3月時点で法律案は国会に上程されていない。

本研究では、これらの健康増進法の改正が検討された背景（「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、世界保健機関（WHO）と国際オリンピック協会の合意文書）、厚生労働省を中心となって検討している法律案を整理し、改正が予定されている法律案のあるべき姿は飲食店等のサービス産業を含めた全面禁煙化であることについて解説を行った。

A. 研究目的

2015年11月27日の閣議決定「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」が示された。これを受け、内閣官房副長官を議長とし、東京五輪大会に関係する省庁から課長、室長が参加する「受動喫煙防止対策強化検討チーム」が結成され、2016年1月25日に第1回会議が開催された。その後、同年5月31日の世界禁煙デーで「受動喫煙によるわが国の超過死者数は1.5万人」という発表、および、8月に完成した「喫煙と健康（いわゆるタバコ白書）」で「わが国の受動喫煙防止対策は最低レベル」と評価されたことが多くのメディアで取り上げられた。10月11日に関係業界に対するヒアリングを行うために「厚生労働省としての考え（たたき台）」が示さ

れ、10月31日と11月17日にヒアリングが行われた。2017年1月、塩崎厚生労働大臣から「健康増進法の一部を改正する法律案を国会に上程する」と記者会見が行われたが、2017年3月時点で改正案は確定していない状況である。

本研究の目的は、健康増進法の改正が検討された過程を整理すること、および、関係業界の中でも「営業収入が減少する恐れがある」と強い反対意見を表明している飲食店等のサービス産業に対する反証を示すことである。また、先行研究より「飲食店等のサービス産業を全面禁煙化する法律によって、営業収入は影響を受けない」という諸外国の論文を整理しているが、今年度は、わが国で全席禁煙化または分煙化を実施したファミリーレストランの営業収入の変化をより詳細に評価することを目的とした。

B. 研究方法

研究1：厚生労働省のホームページに公開されている受動喫煙防止対策の強化に関する資料と情報を整理する。

研究2：1970年代より全国221店舗(2015年時点)をもつファミリーレストランでは、店舗の改装を行う際に、全席禁煙化(喫煙専用室あり)または分煙化(喫煙席を壁と自動ドアで隔離)による受動喫煙対策を行い、一部の店舗では全面禁煙化(喫煙専用室なし)を実施した。2009年1月から2012年10月までに全席禁煙化141店舗、分煙化16店舗、全面禁煙化5店舗の計162店舗を対象とし、営業収入に影響する季節変動と国全体の経済の好不況の影響を調整した。なお、改装のための閉店期間を挟む2か月を除外し、調整された営業収入の相対変化(2007年1月を基準とする)を、対策実施の13~2か月前、実施から2~13か月後、14~25か月後の変化について、多重比較検定(Scheffe法)を用いて評価した。有意水準は5%とした。

(倫理面への配慮)

本研究は、産業医科大学の倫理委員会の承認を得ている。

C. 研究結果

研究1：健康増進法の一部を改正する法律案の検討過程を以下に示す。

① 2015年11月27日：閣議決定「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(資料1)

「受動喫煙防止については、健康増進の観点

に加え、近年のオリンピック・パラリンピック競技大会開催地における受動喫煙法規制の整備状況を踏まえつつ、競技会場及び公共の場における受動喫煙防止対策を強化する」ことが示されている。

② 2016年1月25日：受動喫煙防止対策強化検討チームが結成され、第1回会議において内閣官房副長官を議長とし、東京五輪大会に関係する省庁から室長、課長、局長のメンバーが発表された(資料2)。この時の会議資料では以下の内容が説明された(資料3)。

- ・2010年に世界保健機関(WHO)と国際オリンピック協会が「たばこのないオリンピックの開催」について合意文書を交わしていること
- ・オリンピック大会やワールドカップ、万国博覧会などのメガイベントにおける喫煙対策の強化を求めていること
- ・近年のオリンピック大会は屋内の喫煙について法規制のある国・都市で開催されることが慣例となっていること
- ・受動喫煙による超過死亡者数
- ・「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第8条で屋内を全面禁煙とすることが求められていること
- ・2014年12月時点で49か国がレストランやバー(居酒屋)をふくめ全面禁煙となっていること
- ・わが国では2003年の健康増進法、2010年の健康局長通知で受動喫煙防止対策が求められていること
- ・2015年6月に労働安全衛生法の一部を改正する法律により、労働者の受動喫煙を防止することが事業者の努力義務になったこと

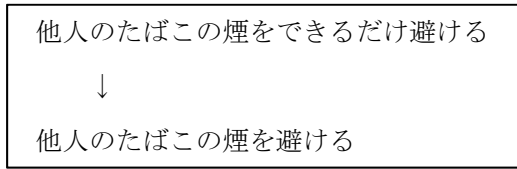
・2013年の国民健康・栄養調査において非喫煙者が受動喫煙に曝露される場所として飲食店が最も多く、4割を超えていたこと

・神奈川県と兵庫県では受動喫煙防止条例が施行されていること

・神奈川県では条例施行後、受動喫煙防止対策がとられている飲食店が増加したこと

③ 2016年5月31日：厚生労働省主催の世界禁煙デーイベントで、わが国の受動喫煙による超過死亡者数は年間15,000人に達することが発表され、多くのメディアで取り上げられた（資料4）。

④ 2016年8月31日：国立がん研究センターが「日本人の非喫煙者の受動喫煙による肺がんリスク1.3倍」と発表、「現状において推奨できる科学的根拠に基づくがん予防法」を以下の様に改訂した（資料5）。



⑤ 2016年8月：厚生労働省から15年ぶりに「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」が改訂され、「わが国の受動喫煙防止対策は世界で最低レベル」と記載され、やはり、多くのメディアで取り上げられた（資料6）。

⑥ 2016年10月11日：厚生労働省から「受動喫煙防止対策について（たたき台）」が発表され、医療施設、小中高校は敷地内禁煙、官公庁や大学は建物内禁煙、飲食店等のサービス産業は原則禁煙（喫煙室設置可）の方針で検討が始まること示された（資料7）。

⑦ 2016年10月31日：厚生労働省主催による「受動喫煙防止対策強化検討チームワーキンググループ公開ヒアリング（第1回）」が以下の8

団体に対して行われた。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000140821.html>

- ・日本内航海運組合総連合会
- 一般社団法人日本船主協会
- 一般社団法人日本外航客船協会
- ・日本私立大学団体連合会
- ・全国麻雀業組合総連合会
- ・特定非営利活動法人日本ホスピス緩和ケア協会
- ・四病院団体協議会
- ・一般社団法人全日本シティホテル連盟
- ・一般社団法人日本フードサービス協会
- ・一般社団法人全国消費者団体連絡会

⑧ 2016年11月16日：厚生労働省主催による「受動喫煙防止対策強化検討チームワーキンググループ公開ヒアリング（第2回）」が以下の13

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148314.html>

- ・事業協同組合全国焼肉協会
- ・一般社団法人日本遊技関連事業協会
- ・全国たばこ販売協同組合連合会
- 全国たばこ耕作組合中央会
- ・公益社団法人日本看護協会
- ・日本商工会議所
- ・日本労働組合総連合会
- ・東日本旅客鉄道株式会社
- 西日本旅客鉄道株式会社
- 一般社団法人日本民営鉄道協会
- ・一般社団法人日本経済団体連合会

- ・一般社団法人日本ホテル協会
一般社団法人日本旅館協会
- ・公益社団法人日本歯科医師会
- ・一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会
全国飲食業生活衛生同業組合連合会
全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・公益社団法人日本薬剤師会
- ・公益社団法人日本医師会

- ⑨ 2017年1月13日：塩崎厚生労働大臣が、健康増進法の一部を改正し、飲食店等も含め建物内原則禁煙とし、違反した場合は罰金を科すことを盛り込む法案を国会に提出することについて記者会見を開いた。
- ⑩ 2017年3月1日：「厚生労働省から受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案）」の修正が行われ、小規模店舗（「●㎡以下」と記載され具体的な面積基準は示されず）のバー、スナックなど（主に酒類を提供するものに限る）は喫煙禁止場所としないこと、諸外国との比較表も「たたき台」で示されたイギリスと韓国以外に米国（ニューヨーク）、カナダ（バンクーバー）、ブラジル、ロシア、中国、中国（北京）、フランス、ドイツ（ベルリン）の禁煙化状況が追加された（資料8）。対策強化の必要性について、「三年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させる。・・・受動喫煙対策の徹底・・・など、この機を活かし、誰もが共生できる街づくり」「日本は、屋内全面禁煙義務の法律がなく、世界最低レベルの分類」と記載され、努力義務ではない強制力のある対策が必要であることが示された。さらに、法律による一律禁煙化で

レストラン等に経済的な不利益が発生しないことが国内外の事例で示された（資料9）。また、運動施設（プロ野球のスタジアム等）では、屋内禁煙は変わらないものの「喫煙専用室設置も不可」から「喫煙専用室を設置可」とされ、シガーバーやタバコの販売店等は喫煙可能とする案となった。たたき台では示されていなかった既存の喫煙室の取扱いとして一定の基準を満たすものであれば5年間存置を認めること、5年を目途に制度全般について検討を行うことが盛り込まれた（資料10）。また、電気加熱式タバコは政令で規制対象から除外可能な形とすること、違反した個人には30万円、施設管理者には50万円の過料に処すことなどの案が示された（資料11）。

研究2：全席禁煙化前後のファミリーレストランの売り上げの分析

ファミリーレストランの全席禁煙化（141店舗）の実施前に比べて、実施から2～13か月後の営業収入は有意に2.0%増加し（ $P=0.0005$ ）、14～25か月後は有意に3.4%増加した（ $P<0.0001$ ）。分煙化（16店舗）では、実施前に比べて、2～13か月後は0.2%増加し、14～25か月後は0.8%増加したが、有意差が認められなかった（ $P=0.90$, $P=0.62$ ）（図1）。全面禁煙化（5店舗）の営業収入は実施前後での変化はほとんどみられなかった。

D. 考察

飲食店等のサービス産業を含めた全面禁煙化は、2005年の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効した時から全世界で検討されてきたことであり、すでに49か国、米国30州で実施

されており、わが国の対策はさらに、2010年の世界保健機関（WHO）と国際オリンピック協会（IOC）の合意文書「たばこのないオリンピック」によってその動きは加速し、近年の五輪大会は罰則のある喫煙規制法がある国・都市で開催されることが慣例となっている。2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えたわが国で、喫煙規制法が実施されなかった場合には国際的な非難を浴びることになると考えられる。

そもそも、屋内を全面禁煙とする法規制は東京五輪大会のためではなく、わが国の非喫煙者を肺がんや心筋梗塞、脳梗塞、気管支喘息等の喫煙関連疾患から保護するため、という本来の目的から考えれば店舗の規模（「●m²以下」）やバー・スナックなどの業種による例外を設けるべきではない。

今回、厚生労働省が実施した合計21業種からのヒアリングでは、医療系団体からの全面禁煙を徹底すべき、という意見以外に、喫煙室の基準を強化することで対応、店舗等では出入口の「禁煙・分煙・喫煙」の表示で対応、という意見も見られた。しかし、喫煙室ではタバコ煙の漏れを防止することは不可能であることがWHOのガイドラインでも、また、筆者らの論文でも示されている（保健医療科学 第64巻第5号433-447, 2015）。また空港や新幹線のホーム、プロ野球の球場などに喫煙室の設置を容認した場合、清掃業者の受動喫煙を防止できない、という点も忘れてはならない。

飲食店等のサービス産業が懸念する「禁煙化による営業収入の低下」について、すべての客席を禁煙化しても営業収入は減少せず、逆に増加したことが、厚生労働省が示した資料9、および、今回の研究2からも示された。この結果は、WHOが下した結論とも一致している。タクシーが禁煙化される前に「禁煙化されたら喫煙するお客が減って立ちゆかなくなる」ということが危ぶまれたが、一斉に禁煙化されれば営業収入の低下も、混乱も発生しなかった。スペインでも2006年に100m²以

上の大規模店は全面禁煙、それ以下の小規模店は喫煙可、とする法律が施行されたが、結局は2011年から店舗の規模に関係なく全面禁煙とするように改正された。また、受動喫煙対策に例外を設定すると、一部の業種・業態に従事する国民の健康被害が解消されないこと、吸える場所と吸えない場所が混在することによる不公平が発生することが予測されることから、一律禁煙化が必要である。

E. 結論

平成29(2017)年3月時点で検討が行われている屋内の喫煙を規制する法律案は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の準備として、また、飲食店等のサービス産業の利用者と従業員の健康を守るためにも、喫煙室を残さず、全面禁煙化とすることが適切である。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表（本研究に関連するもの）

なし

2. 学会発表

- 1) 姜英, 道下竜馬, 大和浩. 121自治体の職場禁煙化とタバコ値上げによる男性職員の喫煙率減少の評価. 第89回日本産業衛生学会. 2016年5月, 福島.
- 2) Jiang Y, Kakiuchi N, Morita Y, Michishita R, Yamato H. Questionnaire survey on the use and awareness of new types of tobacco, including e-cigarettes, among Japanese workers. The 26th China-Korea-Japan Joint Conference on Occupational Health. 2016年5月, Beijing.
- 3) 大濱尚, 柿木理衣, 橋本和明, 山本彩加, 姜英, 道下竜馬, 大和浩. 産業医科大学の敷地境界を

含む完全禁煙を達成することの意義. 第 34 回産業医科大学学会・第 36 回産業医学推進研究会九州地方会. 2016 年 10 月, 北九州.

- 4) 姜英, 垣内紀亮, 守田祐作, 道下竜馬, 大和浩. 勤労世代における電子タバコの使用状況と意識の実態調査. 第 34 回産業医科大学学会・第 36 回産業医学推進研究会九州地方会. 2016 年 10 月, 北九州.
- 5) 大和浩, 姜英, 道下竜馬. 東京五輪・パラリンピック大会にむけた屋内施設全面禁煙化のための法規制. 第 75 回日本公衆衛生学会総会. 2016 年 10 月, 大阪.
- 6) 姜英, 道下竜馬, 大和浩, 中川常郎. 子どもが自家用車で曝露されるタバコ煙濃度の評価. 第 10 回日本禁煙学会学術総会. 2016 年 10 月, 東京.
- 7) 姜英, 道下竜馬, 大和浩. 禁煙化または分煙化を実施した飲食店の営業収入の変化. 第 10 回日本禁煙学会学術総会. 2016 年 10 月, 東京.
- 8) 大和浩. 喫煙・受動喫煙による害の矮小化. 第 10 回日本禁煙学会学術総会. 2016 年 10 月, 東京.
- 9) 大和浩, 姜英, 道下竜馬. 東京五輪・パラリンピック大会にむけた屋内施設全面禁煙化のための法規制. 第 75 回日本公衆衛生学会総会. 2016 年 10 月, 大阪.
- 10) 大和浩. 受動喫煙対策. 第 26 回禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 2017 年 2 月, つくば.
- 11) 姜英, 大和浩. 全面禁煙化におけるサービス産業の営業収入の変化. 第 26 回禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 2017 年 2 月, つくば.
- 12) 中田光紀, 大和浩. 働く人々における喫煙・受動喫煙と労働災害の関連. 第 26 回禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 2017 年 2 月, つくば.
- 13) 山田妙子, 中田光紀, 大和浩. 労働者の喫煙・受動喫煙と主観的健康感との関連. 第 26 回禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 2017 年 2 月, つくば.
- 14) 姜英, 福與駿介, 道下竜馬, 大和浩. 喫煙室でのポスター掲示による教育効果と禁煙企図の改善の評価. 第 26 回禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会. 2017 年 2 月, つくば.

H. 知的財産権の出願・登録状況

本研究で知的財産権に該当するものはなかった。

図 1. 禁煙化が飲食店の営業収入に及ぼす影響

